

平成 3 1 年

新 城 市 教 育 委 員 会

3 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成31年3月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 3月19日(火) 午後2時30分から午後5時10分まで

2 場 所 本庁舎 4階 会議室4-3

3 出席委員

和田守功教育長 原田純一教育長職務代理者 川口保子委員 花田香織委員
安形茂樹委員 夏目みゆき委員 村松 弥委員

4 説明のため出席した職員

林教育部長
杉浦教育総務課長
安藤学校教育課長
神谷学校教育課副課長
櫻本生涯共育課長
熊谷生涯共育課参事
加藤生涯共育課参事
村田生涯共育課参事
木村作手中学校校長

5 書 記

佐藤教育総務課庶務係長

6 議事日程

開 会

日程第1 2月会議録の承認

日程第2 3月の新城教育

- (1) 教育長報告
- (2) 3月の行事・出来事

日程第3 議 案

- (1) 新城市生涯学習推進員の委嘱について(生涯共育課)
- (2) 新城市文化財保護審議会委員の解任について(生涯共育課)
- (3) 部活動ガイドラインについて(学校教育課)

日程第4 協議事項

- (1) 学校運営協議会を設置する学校の指定について（学校教育課）
- (2) 新城市スポーツ少年団等補助金交付要綱について（生涯共育課）

日程第5 報告事項

- (1) 3月定例会市議会の概要について（教育部長）
- (2) 平成31年度新城市教育研究実践推進事業について（学校教育課）
- (3) 「新城市共育推進計画」の策定報告について（生涯共育課）
- (4) 「史跡長篠城跡保存活用計画」策定の進捗について（生涯共育課）

日程第6 その他

- (1) 平成31年度教育委員年間出席会議等（教育総務課）
- (2) 平成30年度退職辞令伝達・感謝状贈呈式（学校教育課）・市職員辞令交付式（教育総務課）
平成31年3月29日（金）午前11時00分 本庁舎4階会議室
- (3) 平成31年度発令通知・補職辞令交付式（学校教育課）・市職員辞令交付式（教育総務課）
平成31年4月1日（月）午前10時00分 本庁舎4階会議室
- (4) 教育委員会歓送迎会（教育総務課）4月1日（月）午後6時30分 湯の風HAZU

次回定例会議（案） 4月11日（木） 午後2時30分

（本庁舎4階 会議室4-3）

閉会 午後5時10分

○職務代理者

皆さん、どうもこんにちは。

平成31年3月の定例教育委員会会議を始めます。

日程第1 2月会議録の承認

○職務代理者

初めに、2月の会議録の承認をお願いします。

日程第2 2月の新城教育

○職務代理者

では、日程第2に移ります。3月の新城教育。

初めに、教育長報告をお願いします。

○教育長

お願いします。

ハクモクレンが咲き始めまして、本当に、春空に映えて美しいなという感じがしました。また、スギ花粉が峠を越したようで、少し息苦しさがなくなってきたというか、個人的には大変嬉しく感じております。先だつてのラリーは天候にたたられましたけれども、三寒四温で少しずつ春が近づいていると感じます。明日はいよいよ小学校の卒業式で、また委員の皆様方、よろしく願いいたします。4点報告したいと思います。

1点目は、有教館高校についてです。本日、第1期生の合格発表が行われました。文理系120名、専門系120名で、定員240名が合格発表ということであります。また、作手校舎におきましても定員40名を満たしまして、しかも市内が半数以上に達しているということで、とりあえず、本年の県立高校の入試におきましては、新城市内、まずは一息つけたということでございます。

生徒数が減る中で、来年、再来年という面で厳しい入試状況が続きますが、何とか地元で唯一の高校である有教館高校を盛り立てていきたいと思っております。4月8日が県立高校の入学式です。新城東高校へ新しい制服を着た有教館高校生が集うということでもあります。

2点目は、いじめについてです。2月22日にいじめ人権サポート委員会を行いました。新城市としては、関連機関の代表者が出席したわけですがけれども、特段、重篤のいじめ等の事例はなかったということで、ひと安心なわけなのですがけれども、本日の報道では、尼崎市の中2の女子の自殺について、いじめが原因であると認定したとか、あるいは、先だつて豊田市の小学校6年生の2人の少女が自殺したとか、非常に痛ましい事件が続いており辛いわけですがけれども、その翌3月15日、内示に関する臨時校長会を行ったのですが、その中でも、いじめに関しまして教師のアンテナの感度を高めようということと、それから、子供に対してもいじめ等があったときに逃げ場があるんだよと、あるいは相談の窓口があるんだよということをしっかりそれぞれの現場で徹底していくことが必要だという話をいたしました。

そんな中、いじめ防止標語コンテストが毎年行われているのですが、愛知県下で22万点余の応募があり、その中で、新城小学校3年生の子が小学校の代表に選ばれて、全国賞で、ポスターにもそ

の子の標語が印刷されまして、全県下に配られております。

その標語は、「いじめられた？聞かれても言うわけないじゃん、簡単に」と。まさに子供心を表しているなど。学校現場等でも、もう毎学期必ずいじめに関するアンケート、調査、相談等を行ったり、親御さんも気を配っているんですけども、子供心としては、それはなかなか簡単に言えることではないと、それゆえに周りの大人がしっかりと見守って、子供の小さなサインを見逃すことなく受けとめて、きちんと子供をフォローしていくことが大事なのだと痛切に感じます。

3点目は、3月市議会の代表一般質問ですけれども、13人の方が質問に立たれまして、そのうち6名が教育委員会に関する質問でした。また詳しいことは部長の方から報告があると思いますが、新学習指導要領への対応、それから教師の働き方改革について、それから子供の安全確保について、それから給食共同調理場方式と施設設備について、それから文化財保護や市民スポーツ、生涯共育の充実についてというような案件で質問がありました。

先ほど申し上げました全国賞作品、小学生の部として、このポスターに3年生のものがあります。それから、中学生の部として、一宮の今伊勢中学校の3年生、「いじめられっ子 救って自分が いじめられ 悪循環がとまらない」これは中学生の受賞作ですね。これが県下に掲示されます。

それから、4点目、教育時事に関することですが、一つは、本年の夏の暑さ対策です。瀬戸市が夏までにエアコンが完備できないということで、夏休みを1週間前倒しするというので、7月13日から8月25日にいたしました。今年の夏がどうなるかはわかりませんが、35度以上の酷暑になったとき、現実、新城市内でもエアコンが入るところが全てというわけにもいきませんので、どのようなガイドラインを持って対応するかといったことにつきましても、各学校ではそれぞれに対応するわけですが、市としてのスタンスも必要になるなと思いますので、また教育委員の皆さん方の御意見を伺いたいと思います。

それから、もう一つは、愛知県の教育長人事ということで、これまで平松直巳教育長さん、新城市の有教館高校等につきましても本当に深いご理解をいただいたわけなんですけど、年度末に、今度は長谷川洋教育長さん、県の総務部長をやっておられた方が就任されます。

以上4点、教育長報告とさせていただきます。

○職務代理者

はい、ありがとうございました。

何か御質問ありますか。

では、3月の行事・出来事へ入ります。

教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

それでは、教育総務課の3月の行事、出来事を御説明いたします。

1ページをごらんください。

3月につきましては、本日16日が定例の教育委員会会議でございます。

29日金曜日ですが、教育委員会関係の職員辞令交付式を、学校職員の退職辞令の後、引き続き行う予定です。よろしくお願いいたします。

来月、4月1日金曜日に辞令交付式がございますので、よろしくお願いいたします。

4月4日木曜日には、第1回教育委員代表者会議が蒲郡市で行われます。そちらには教育長さんと原田委員さんのお二人が御出席される予定です。よろしくお願いいたします。

それから、4月の教育委員研修会、定例教育委員会会議は11日木曜日の予定です。

25日、26日については、東海北陸都市教育長協議会に、教育長が石川県小松市に出張の予定です。教育総務課からは以上です。

○職務代理者

はい。学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

3月につきましては、5日中学校卒業式が無事終了しまして、明日20日、小学校卒業式が行われます。

22日に修了式、25日には新城市に転入してくる教職員の連絡会があります。

27日、ハートフルスタッフ打ち合わせ会、29日は退職者事例伝達式がございます。

来月の予定ですが、1日、教職員の発令通知式を10時から、4日に中学校入学式、5日小学校入学式となっています。

11日に一斉離任式があつて、18日には毎年行われている全国学力・学習状況調査があります。

報告は以上であります。

○職務代理者

では続いて、生涯共育課、お願いします。

○生涯共育課（共育・文化・文化財）

はい。生涯共育課の、まず共育系の行事について報告します。

資料2ページになります。

平日の欄ですが、2月13日から3月12日までの1カ月間ですが、共育推進計画のパブリックコメントを実施いたしました。市民から寄せられた意見は1件ございました。検討の結果につきまして、後ほど御説明いたします。

続きまして、7日に第3回家庭地域教育推進協議会を開催し、生涯共育課の事業や各団体からの今年度の活動報告などを行い、意見交換を行いました。

また、14日に第3回新城市社会教育審議会・公民館運営協議会を開催し、今年度の報告を行いました。

次に、右側の欄で、4日に市子連主催の壁新聞コンクール表彰式を勤労青少年ホームで開催しました。出品作品が36作品ありまして、市長賞、教育長賞など13作品を表彰いたしました。

9日、10日の2日にわたりまして、親子ふれあいパンづくり教室を青年の家で開催し、親子合わせて34名の参加がありました。

来月の主な行事は、21日に市子ども会連絡協議会総会を開催される予定です。

次に、文化系の報告です。

4日から9日にかけてまして、文化会館の大・小ホールの舞台装置の一部取りかえ工事を施工いたしました。

来月の主な行事は、ございません。

続きまして、文化財係、資料館・保存館の報告になりますが、1日に史跡長篠城址保存活用計画策定委員会を開催しました。後ほど説明をさせていただきます。

また、4日になりますが、文化財保護審議会を開催しました。今年度の文化財保護の報告をしまして、その後、委員さんには、現在保存処理工事を行っております望月家のほうの現地見学をしていただきました。

右側の欄で、2日に、資料館で、ふみの蔵コンサートとしてピアノとフルートの演奏のコンサートを行いました。参加者は70名でした。

21日に、保存館の行事で、春の歴史ウォーキング「新城まちなかの文化財を歩く」を、新城地区中心部で開催する予定です。新城城址や大善寺などをめぐる予定です。

23日は、古文書展ミニ講座を開催する予定ですが、2月の同講座につきまして、参加者がいなかったため中止になってしまいました。今回は実施したいと思っておりますが、どうなるかはわかりません。

来月の主な予定につきましては、29日に資料館まつりが開催されます。これは、設楽原を守る会の総会に合わせて火縄銃の演武などを資料館の前の広場で行うというものになります。

私からは以上です。

○生涯共育課参事（スポーツ）

それではスポーツ係からですが、3月の報告ですが、右側の土日祭日ですが、1日の金曜日、新城マラソン大会第3回の実行委員会を開催いたしました。

3日日曜日には、新城市民鳳来地区ゴルフ大会を秋葉ゴルフ倶楽部のほうで開催し、166人の参加がありました。

9日土曜日、こどもすぽーつくらぶ、30年度最後、9回目ということで、お別れ会を含む内容で実施させていただきました。30年度のクラブ入部員は44人でありました。

12日火曜日ですが、市民ゴルフの大会実行委員会の最後の実行委員会を開催し、それぞれの実績等の報告を受けました。

同じく12日火曜日には、夜、新城市スポーツ少年団の代表者会議を開催いたしました。

14日木曜日、市民スポーツ推進委員の総務委員会を開催いたしました。

来月、4月の予定ですが、平日ですが、16日火曜日、東三河スポーツ少年団の指導者連絡会議、担当者が出席を予定しています。

右側の欄ですが、9日火曜日、夜ですが、第1回の新城市スポーツ推進委員の定例会の開催を予定しています。

20日土曜日、夜ですが、新城市体育協会通常総会が行われる予定でありますので、出席の予定をしております。

21日日曜日ですが、第14回春季新城市市民体育大会総合開会式が桜淵のグラウンドで行われますので、8時半ですが、出席の予定であります。

あと、日程は未定であります。第1回につくしんぼうスポーツレクリエーション大会の実行委員会を開催します。

それと、新城市ゲートボール協会の総会の出席予定と東郷体育振興会の

総会の出席の予定であります。

スポーツ系からは以上です。

○生涯共育課参事（図書館）

続きまして図書館です。3ページをごらんください。

3月28日までですが、子ども会連絡協議会の壁新聞コンクールの受賞作品の展示を行っています。

来月の予定ですが、1日から「ありがとう、さよなら平成」と題し、元号改正に伴う特集展示を行います。

右側の欄ですが、これまで日曜日に行ってきましたビデオ上映を木曜日と土曜日に変更します。

図書館からは以上です。

○生涯共育課参事（博物館）

続きまして、鳳来寺山自然科学博物館です。

左側の平日についてです。

まず、11日には、鳳来寺小学校での出前授業を行ってまいりました。

27日には、東三河ジオパーク構想の推進準備会を行う予定にしております。

右の欄、土日ですが、16日の土曜日はジオガイドの研修です。これまでジオガイドの養成を行ってきまして25名のガイドさんが誕生したわけですが、第1回目の打ち合わせで、豊橋市の自然史博物館で行ってきました。

次に、来月の予定です。

土日になりますが、21日の日曜日には博物館学術員の総会、午後には友の会の総会を予定しています。そして、28日には、新年度1回目の野外学習会「風切山一里地・里山の新緑」を開催予定しています。

以上です。

○職務代理者

はい、ありがとうございました。

では、御質問等あったらお願いします。

○教育長

生涯共育課長に確認なんですが、29日、資料館まつりをやっていたのは确实。

ということは、設楽原を守る会の総会が1週間、10連休の影響で早めて14日にするというふうに関連が入っているんですね。

○生涯共育課（共育・文化・文化財）

14日のほうが正しいと思います。

○教育長

資料館まつりは。

○生涯共育課（共育・文化・文化財）

資料館まつりは、同じ日にずらして。

○教育長

そうしたら、2週間前。

○職務代理者

今のところはよろしいですか。あとはどうでしょう。

小学校の卒業式のことで課長さんにお伺いします。わかる範囲で答えていただければいいんですが、2週間前ぐらいの中日新聞に、小学校の卒業式に子供がはかまなど非常に高額な衣装を身に着けて参加しているの、結構各地でそれが問題になっているんですけども、新城市はそういうことはないんですか。

○学校教育課長

今のところ聞いてはいないです。

○職務代理者

そうですか。では結構です。

○教育長

新城市は逆に、中学校の制服を着て小学校の卒業式に出るのが慣習化しているようで、これもまたちょっと疑問符なんですよね。中学校の入学式になる前の小学校の卒業式で。

しかし、自由にすると袴がふえるかもしれないし、特別、教育委員会で言うことがなければそのまま各学校、地域にお任せします。

○職務代理者

それは統一化。

スポーツ係の方、来月の行事の21日の日曜日、市民体育大会の総合開会式、これは教育委員は誰か出ますか。

○生涯共育課参事（スポーツ）

教育委員さんにつきましては、来年度から出席を少しずつ見直すということで、春の体育大会は出席なしということにしましたので。

○職務代理者

わかりました。

では、よろしいでしょうか。

日程第3 協議事項

○職務代理者

では、日程第3の議案に入ります。

1番について、生涯共育課、お願いします。

○生涯共育課（共育・文化・文化財）

それでは、本日お配りしました第1号議案、新城市生涯学習推進員の委嘱について、お願いしたいと思います。

今月末を持ちまして、生涯学習推進員の任期が満了となりますので、新城市生涯学習推進員に関する規則第2条の規定に基づき、4月1日から1年間の期間の新推進員の案を裏面の表のとおりしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、名簿番号25番、上市場東、60番布里、61番愛郷、67番能登瀬、71番川合、75番巴、76番協和の7カ所については、まだ現時点で未確定ということですので、空欄となっております。確定し次第追加で順次報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、新推進員の委嘱の承認につきまして、御審議をよろしくお願いいたします。

○職務代理者

では、ただいまの提案について御意見がありましたらお願いします。

特にないようですので、これでいいという方、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○職務代理者

では、2号議案もついでにお願いします。

○生涯共育課（共育・文化・文化財）

はい。それでは、さきにお配りしてありました資料の4ページをごらんください。

新城市文化財保護審議会委員の中尾信義氏が、体調不良によりまして今月末をもちまして退任したいとの申し出がございました。つきましては、別添のとおり解任手続をしてよいか、御審議をお願いいたします。

なお、後任の方につきましては現在未定でありまして、決まるまで欠員とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、御審議をお願いいたします。

○職務代理者

はい。御意見がありましたらお願いします。

後任は未定ということなのですが、大体のめどとしていつぐらいには決めたいという感じなんですか。

○生涯共育課（共育・文化・文化財）

時期も未定なのですが、適任者がいればすぐにでも決めたいところではございますが、現在、この審議会の中で鳳来地区がよくわかる方がいないものですから、できればそちらの方を探したいと考えております。

○職務代理者

なるほど。わかりました。

特別、御意見はございませんか。では、解任について賛成の方、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○職務代理者

はい、では全員一致で可決ということで。

日程第4を飛ばしまして、日程第5、報告事項、最初の3月定例審議会の内容は、教育部長、お願いします。

○教育部長

差し替えさせてもらって、日程第3の3で部活動ガイドラインについてということで、別途、きょう次第をお配りさせてもらって、連絡不足で申しわけないですが。

第3を、部活動ガイドラインについて、よろしくお願ひします。

○職務代理者

はい。では、それをよろしくお願ひします。

○学校教育課副課長

では、お願ひします。

別添の資料になります。ごらんください。

新城市小学校球技、駅伝、マーチングバンド課外活動・中学校部活動ガイドラインになります。

これにつきましては、文科省の部活動ガイドラインを受けて県教委がガイドラインを作成しております。本市では、その国と県のガイドラインの内容を基本線としまして、新城市の実情に合わせたガイドラインを作成しました。

これまでに、1月に体育主任者会議等に出して検討していただいております。また、中小体連、新城支所でも検討を加え、1月の校長会議で提案しました。検討をしてもらいまして、さらに校長会長を初めとして多くの校長先生に御指導をいただきながら修正を加えてきて、3月の校長会議に再度提案をし、承認を得たというものになります。

簡単であります、内容のほうを少し説明させていただきます。

2ページからが本題となっております。

1番の課外活動、部活動の意義については、これは教育活動の中で行われる課外活動、部活動の意義について、示してあります。

2番の、課外活動と部活動の視点というところでは、この本ガイドラインをつくるに当たり、どのような点を考慮に入れていくか、その視点を簡単に示してあります。

3番の現状と課題につきましては、開設状況と現在の課外活動、部活動が持っている課題についてまとめてあります。

4番のところですが、ここが文科省・県のガイドラインに基づいたものとなっておりますが、5ページをごらんください。活動の適切な活動量として、小学校は活動時間を火、水、金の3日間、教職員の勤務時間内とします。中学校の部活動においては、週に2日以上部活動休業日を基本とする、授業日については週に1日の休業日を設ける、週休日に活動する場合は、土曜日、日曜日のどちらか1日を休業日とする、活動時間は平日は2時間程度、週休日は3時間程度とする、朝練習は年間を通して実施しない、長期休業中の活動は平日を基本とし、3時間程度とするというように新城市で定めております。

それから、7ページをごらんください。

活動中の安全の確保と緊急時の対応について示してあります。

その中でも、落雷、熱中症、光化学スモッグ、アナフィラキシーショック等については、具体的にどのような処置をとっていくか、どのような判断をしていくかというのを四角の中に示しました。

最後、9ページになります。

(8)として、体罰の根絶ということで示してあります。なぐる、蹴る等の暴力的な行為はもちろんのこと、児童生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言、行為等も許さないということで、きちんとここに示させていただきました。具体的には、余り具体的にはなっており

ませんが、なかなか難しい面もありますが、四角の中に、許されない指導、認められる指導等をいろいろ書かせていただきました。

そのような内容で、新城型のガイドラインを作成しましたので、御審議いただき、御承認いただければと思います。よろしくお願ひします。

○職務代理者

大変長いので、まず御意見があったらお願いします。

はい、どうぞ。

○教育長

1つ確認したいんだけど、8ページの、気温についてはどの学校でもきちんと計れるんだけど、WBGT温度について、計る器具は各小中学校は設置してあるのかな。

○学校教育副課長

体育館のところには、その温度計が設置してあるところと、まだないところもあります。中学校はほとんどあります。小学校については、確認はできておりませんが。

○教育長

先回の熱中症で亡くなった件についても、やはり教職員の知識不足といった部分が指摘されていたようなことがあるので、客観的基準としてはきちんと整える必要があると思うんですね、そこら辺、また教育総務と相談して、着実な体制を整えていただきたいと思います。

○学校教育副課長

わかりました。

○職務代理者

それは、どういう温度なんですか。このWBGTとは。

○学校教育副課長

ただの普通の温度計とは違って、乾湿度計というか、湿度と温度を両方兼ねた数値になっておりまして、気温よりも少し低い数値になっております。気温が大体35度以上でWBGTが31度となっているように、ちょっと低めに出ているんですが、WBGTの基準によって、環境省のほうで運動指針がきちんと出されておりますので、それに基づいて行うことが大事かと思ひます。

このWBGTがすぐわかるような器具もありますので、市販もされておりますので、それに基づいて。

○職務代理者

各学校には、全部行きわたっているわけなんですね。

○学校教育課副課長

中学校のほうにはありますが、小学校のほうはちょっと確認ができておりません。

○職務代理者

小学校に行きわたっていない。

○学校教育課副課長

あるところもあるかもしれませんが、新しい体育館とか、新城小学校とかはわかりませんが、あるかなとは思ひますが。

○職務代理者

それはすぐに配置しないとイケないね。

○学校教育副課長

はい。

○職務代理者

これに注目しなさいというんだったら。

○学校教育課長

はい。

○職務代理者

ないのには注目できない。

○学校教育副課長

はい。

○職務代理者

あと、何か気がつかれたことがあったら。

○教育長

委員さん、何か、この暑さ対策等で、文化・運動部活動でこういった点を気をつけたほうがいいぞというような点がありましたら御意見をいただきたいんですが。

○委員

1点気になったのが、気温は外気温、室内気温。どういう気温をもってここに気温と書いてあるのか。

もう1つは、今言ったようにWBGTというのは気温と、もう1つは湿度の割合にウェートを置いて換算した数値だと思うのです。これはどちらかというとな室内向けなので、今おっしゃるとおり体育館の中という話なのかなと思うんですが、外気温をどこではかるのかとか、このWBGTのほうはどこではかるかというのはもう決まっているのでしょうか。

○学校教育課副課長

WBGTは、その運動をしている、活動をしている場所ということで。

○委員

というのは、屋内、屋外、どちらかなんですよね。

○学校教育課長

今、この器具が置いてあるところは体育館の中にあります。

屋外のほうは、まだ設置はされておられません。

○委員

だから、その辺のところを、機械を買う、買わないというか、どこに置いてどこで測るとか、この中学校は保健室の前のアスファルトの上で外気温を測って、どこどこの小学校は芝生の上の、きちんと涼しいところで測るとかなり違うとか、そういうこともあると思いますので、こういう数値的な目安をもし出されるのであれば、その辺もきちんと統一して万が一に備えるということが大事かなと思います。

あと、確か、計算式で湿度と温度をやるとこの数値、WBGTは測れる、計算ができると思うので、そういう方法もあると思います。ちょっと今は計算式を忘れてしまって、調べているところですが。そんなふうにも思います。

○教育長

それから、運動のほうのこれはめどとして、運動指針として出されているんですが、吹奏楽、マーチングバンド等も夏は活動期なわけなんですけど、ここら辺が、室内でエアコンがきいていればいいけれども、まだ現状、この夏は全てに設置というわけにはいかないものですから、そこら辺で気をつけるべきことというのがありましたら、お願いしたいと思うんですけども。

○委員

マーチングもそうですし、体育館であれ、屋外であれ、立って話を聞くのが苦手な子たちがふえていますので、そういうものに対する許容というのも非常に敷居が低くなっている気がします。

運動だけに限らない見方で1つの目安はつくるべきなのかもしれません。

○職務代理者

あと、皆さん、どうですか。

○委員

よろしいですか。

○職務代理者

はい、どうぞ。

○委員

いろいろ、気になるところ、改善していかなければいけないところというのを示してくださっていると思うんですけども、これらを体現したらどういう形で部活が運営されることになるのかということが、保護者の皆さんだったりとか児童生徒の皆さんも知りたいところなんではないかという気がします。

すぐその体制ができるわけではないと思いますが、具体的な、ガイドラインではなくて、上の体系というかが見えるようにしていただける、なってくるといいなと感じています。

それから、一番初めかな、球技、駅伝、マーチングバンド課外活動及び中学校部活動は、児童生徒の自発的な参加によって行われており、というふうにして書いてあるんですけども、今、新城は全員加入、中学校の部活に関しては全員加入ですよ。どこの中学校も。そうですよね。選べるという、そういう意味での自発的と、そういうことでしょうか。

○学校教育課副課長

基本的には、部活動というのは教育活動ではないものですので、自発的な活動です。

ただ、それをもとではありますけど、各中学校ごとでいろいろなことを考慮に入れて、全員加入とかそういうふうになっています。

○委員

全員加入にするかどうかということは、各学校にゆだねられているということですね。わかりました。

○職務代理者

いいですか。あとはどうでしょう。

ちょっと私から、3ページの、今、イのこの四角の表の特設部活動の中で、学校の事情によっては書いてあって、柔道、バドミントンと書いてあるけれども、実際にどこの学校でやっているですか。

○学校教育課副課長

あるときとないときがあります。子供がいなければならないわけでありまして、柔道というところでは最近では作手中学、バドミントンも作手中学校で選手がおりました。

以上です。

○職務代理者

ああ、そうですか。

○委員

よろしいですか。

○職務代理者

はい、どうぞ。

○委員

部活動を学校でやっているということ。それとも中体連として大会に出られるような配慮を学校はしてくださっているということですか。

○学校教育課副課長

後者のほうで、活動は学校ではできませんので、ただ、中小体連の総合体育大会には学校の名前で出なければなりません。顧問も、指導者必要です。そういうことで、出られるように学校で配慮をしているということになります。

○職務代理者

あと、どうでしょう。

今日中に承認してほしいんですね。

○学校教育課長

いただければ、そのようにしていただければ。

○職務代理者

内容が豊富で、ちょっとぱらぱらとただけで。これでいいのかな。

さっき、教育長さんもお話しされたんですけど、豊田市のほうで熱中症で小学生が亡くなったという、やはり先生の知識もなかったということなんですけど、7ページのところを見ると、顧問はそういうようなことに対する正しい知識を持ち、状況によって適切に判断し、活動を中止するなどの処置を講じると書いてあるので、これはこのとおりだと思うんですが、こういうことに対する研修とかそういうことは、やるんですか。それとももう先生方は十分これが理解できていると、そういう判断なんです。そこら辺はどうでしょう。

○学校教育課副課長

それぞれの部ごとの研修というのが、そういう場は設定はできておりません。校長先生がそのトップとしてそれぞれの顧問を指導するという体制は、学校内にはきちんとなければならないと。

○職務代理者

学校ごとにということですね。

○学校教育課長

はい。

○職務代理者

では。

○委員

よろしいですか。

○職務代理者

はい、どうぞ。

○委員

済みません、以前、児童生徒の数が減少していくのに伴って部活動の数を減らしていくという話を検討されたかと思うんですが、その辺はどうになりましたでしょうか。

○学校教育課副課長

部活動検討委員会等は、ずっと行われておりました。部活動の数を減らさなければならないということで、そのままというふうになっておりましたが、市としてのきちんとしたくくりはなかなかできない、難しいという話になりました。

それぞれの学校が学校の実情に応じてそれぞれの取り決めを決めて、少しずつ部活動が減っている現状に、今、あります。

○委員

減っているんですね。

○学校教育課副課長

減っております。存続できなくなってしまうことがあります。そんな状況です。

○職務代理者

あと、どうでしょうか。

○委員

いいですか。

○職務代理者

どうぞ。

○委員

ガイドラインということで作成されて、校長会のほうも承認を得られているので、これをもとに各学校で対策、対応されていくのかなというところです。

恐らく、保護者には新しい年度に切りかわっていく、PTA総会だとかそういったところで、熱中症の対策がまた新たに変わったところがありますので、課外活動の活動日についても周知徹底されるようになるということによろしいんですね。

○学校教育課長

はい。

○委員

安全対策、熱中症、それから落雷のことについてもあるんですが、正しい知識を持ち対応していただけるということですが、情報は本当に、今、得やすくなってきておりますので、その分対応がきめ細かな対応が求められるという状況になろうかと思いますが、各学校で落ちがないように対応していただけたらなと思います。意見ですが。

○職務代理者

あと。いいですか。

○委員

では、1つ。

○職務代理者

はい、どうぞ。

○委員

全部の学校ではないかと思いますがけれども、外部講師として指導に入っていらっしゃる方々もいらっしゃるかと思うんですけれども、そういう方たちもこのガイドラインに沿って行動するというところで、周知徹底のほうができているかどうかというところ、どのようにして図られるかというところだけ教えてください。

○職務代理者

はい、ではお願いします。

○学校教育課副課長

外部講師の方も複数名入っていただいております。ほとんどボランティアでやっていただいているという方々ですが、やはり、学校ごと、校長がしっかりと見て、外部講師も同じようなこのガイドラインに沿って行ってもらうように校長が指導していくと、確認していくことになります。

○職務代理者

委員さん、はい。

○委員

今、学校の部活動をどういうふうにするかという話をしてくださったと思うんですけれども、最後、おわりにというところには、それらに対して、一方で、これまでの学校単位の部活動にかわり得るスポーツや文化に親しむ活動の機会を、長期的に、地域全体で確保していくことが重要であるということが書かれているんですけれども、それが今後の研究、計画して研究されていくということでもよろしいのでしょうか。

○学校教育課副課長

そういう方向はやはり見据えていかなければならないかなと、この時代。そんなふう考えております。

○委員

先ほどの柔道やバドミントンというのは、そういう取り組みの先駆的な事例だと思ってよろしいですか。

○学校教育課副課長

ちょっと、先駆的ではないですが。

○委員

先駆的ではない。

○学校教育課副課長

はい。そのクラブチームに所属していて、どうしてもやはり総合体育大会にその子が柔道で出たいということでの柔道部ということですので、全市を挙げて柔道をやっけいこうとか、バドミントンをやっけいこうとか、まだそこまでの話にはなっていません。

○委員

でも、やり方の1つかなと思って伺っていたんですけども、ここでやっているのは全市を挙げてのそういう体制をつくるのだという、そういう意味合いでおっしゃっているということ。

○学校教育課副課長

1つのものということにはできないかもしれませんが、やはり新城市全体を考えた、どういうスポーツ文化を発展させていくかというのは、やはり考えていかなければならないなということを思います。

○委員

はい、ありがとうございます。

○職務代理者

もう1点、いいですか。

9ページにアナフィラキシーのことが書いてあるんだけど、食物アレルギーによるアナフィラキシーでエピペンを使用した例が、今まで新城市内にあったかどうかということと、それは適切に担任もしくは学校職員で対応できる体制が整っているかどうか。そこら辺、また後で委員さんにもお伺いしたいと思うんですが、それがきちんと整っているかどうか。その辺をお伺いしたいんですが。

○学校教育課副課長

食物アレルギーを持っている子については、きちんと学校のほうでは把握しておりますし、エピペンを誰が持っているか、エピペンの扱い方の研修も学校で行っております。なので、もしその子が部活動の中の生徒にいれば、その顧問もきちんと知っているというのが実情であります。

ただ、やはりとっさのことでも適切にきちんと処置できるように、何度も研修を行う必要があると思います。

○職務代理者

過去にそういう、エピペンを使った例はありますか。先生の知っている範囲で結構なんですけれども。

○学校教育課副課長

部活動中ということではないんですが、学校の中でエピペンを使用したということはあります。また、アレルギー症状が出て救急車を呼ぶということも何度かありました。

○職務代理者

そこら辺、委員さん、これは大体、エピペンは要するにアドレナリンを入れるということですね。

○委員

はい。

○職務代理者

ちょっと講習を受ければ、担任でも簡単にできますか。

○委員

できます。

○職務代理者

では、これは極めて簡単なことだと。

○委員

勇気の問題。

○職務代理者

ああ、なるほど。

○委員

勇気の問題、もっと言い方を変えてしまふとなれの問題ということもあるので、単純なことなんですけれども、やはり繰り返し教育の現場、先生たちや保護者の方の中で繰り返し触れて、こういうふう、こういうふうとなれていただくことをするだけだと思います。手技は極めて簡単です。

愛知県、去年、おととしか、平成29年度、この間ちょっと話を僕は聞いてきたんですけれども、名古屋市内の小中学校、高校で、実際に教育現場でエピペンが使われたのが、生徒さんたちで、名古屋市内で6名。名古屋市を除く愛知県下全ての市町村の中で、同じ症状でエピペンが使われた回数が、1年間で34件。人口比で言うと、極端に名古屋が少ないととるべきなのか、逆の意味合いで、名古屋市の先生方よりも周りの市町村の学校の先生方のほうがエピペンに対する抵抗力がなく、早期に対応してもらっているという数字の表れではないかなという、この間、名古屋でそうした会議があって、統計が出ていましたけれども、新城市内でも使った例があるようですし、数的には使われているようです。

早い分には何も問題がないです。遅かったときに嫌なのということ、常々機会があるとお話をしていますけれども、そういう気持ちでなれていただけるといいかなと。特別なことではないです。持っていたきたいと思います。

もう1点、よろしいですか。

運動依存であろうがなかろうが、食物アレルギーのことで最近もう1つわかったのは、この子は食物アレルギー、卵のアレルギーがありますと。だから、卵は避けて給食も食べて、その後運動、部活をしました。アナフィラキシーを起こしました。こういう子のほうが、実際にアナフィラキシーを学校の現場で起こす割合を見ていると、わかっている、原因食物ではない原因でアナフィラキシーを起こしているほうが、実は割合が多いんです。

わかっている人で、そういえばその食材を食べたという人は35%、そのほかの65%は原因不明化ほかの食材に原因があるということ、実際はこういうことだそうです。ということは、だれがなっても不思議ではないという言い過ぎかもしれないけれども、それに近い気持ちで、アレルギー反応はどんなふうに出るかわからないというふうに思って臨まれるといいかなと思っています。

以上です。

○職務代理者

あと、どうでしょう。

○委員

不勉強で、済みません。

○職務代理者

はい、どうぞ。

○委員

エピペンって、前に、子ども園に訪問に行ったときに、これは誰々ちゃん用のエピペンというふうにして保育士さんが預かっていたんですね。あれはあなたのエピペンよというふうなものしか使えない。

○委員

はい。

○委員

では、私、そんなアレルギーがあるなんて知らなかったという子がアナフィラキシーショックを起こしたときには、エピペンは。

○委員

使えません。

そういうときは、救急車。

救急車とショック対応をしていく。ショックになりますので、それに対する対応をしてください。

エピペンを持っていない子は、さっきもお話したように、持ってないアレルギーを指摘されていない子がアナフィラキシーを起こす可能性も十分にあるわけで、新城でもそういう事例はたくさんあります。

そういうときには、エピペンがないと助からないわけではないし、エピペンがなくてもいよいよ危なくなるまでは15分、どんなに短くても15分。大抵30分はエピペンを使わないといけなかったという事態には進行しないので、アレルギーってそんなに一遍には進まないですから、その間に対応を、いつでも誰でも起こし得るんだというふうにして、救急車を呼ぶ、体を冷やす、足を上げる、そういう対応をしていただければ、何も、必要以上に怖がらなくていい。

そういうことを、先生方も何回も聞いて、なれて、備えておいていただけるといいと思います。

○職務代理者

はい、ありがとうございました

○職務代理者

あと、どうでしょう。

それでは、これも採決をとらないといけないんですけども、大変しっかりした内容できちんとしたものをつくっていただいたんですけども、やはり、私たちも、大体これが議案に入っていること自体わからなくて、今すぐ出てきて、ぱっと見てという、こういうことがやはり問題があると思うので、やはり事前に、これこそ配っていただくと内容が確認できるので、そういう対応をしてください。それでない、これでは困りますね。

○学校教育課長

申しわけありません。

○職務代理者

はい。

では、まあ一応これで質疑はないということで、賛成の方、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○職務代理者

はい、それでは賛成ということで。

日程第4 協議事項
事項

○職務代理者

では、日程第4、協議事項ということで、学校運営協議会を設置する学校の指定について、学校教育課、お願いします。+

○学校教育課長

それでは、作手中学校と作手小学校、あわせて学校運営協議会を設置するというタイトルのほうです。

○作手中学校長

では、失礼します。

きょうは、学校運営協議会の設置ということで議題を上げさせていただきました。御協議のほうをよろしく願いいたします。

お配りしてある資料に沿って説明をさせていただきます。作手中学校学校運営協議会の設置についてという文章であります。

よろしいでしょうか。ではお願いします。

作手中学校では、家庭、地域、学校が連携し、子どもたちが豊かな学びと育ちを実現するために、学校運営協議会の設置を行いたいというふうに考えています。

については、現在、作手小学校に設置されている作手小学校学校運営協議会に作手中学校が合流という形で、これは仮称ですが、作手地区学校運営協議会というような形で活動を進めていきたいというふうに考えております。

1番のところの、作手小学校の運営協議会の歩みと現状というところで、平成28年度に、コミュニティスクールの指定に先駆けてプレ学校運営協議会というのを開催し、いろいろな試行をしていただきました。それを受けて、平成29年4月、新しい校舎での学習が始まった段階でコミュニティスクールの指定を市から受け、作手小学校学校運営協議会というのが設置されて、活動を始めました。

協議会では、プレ学校運営協議会の試行を踏まえて、委員を選任し、年3回の会議と、それから小学校での学校行事への参加・参観を通して、委員の方に学校の現状を見ていただいています。会議では、小学校の運営方針の審議だとか、小学校から報告される学校の現状や課題、それぞれの委員さんが見聞きした事柄についてそれぞれ委員さん個人の立場から意見を述べて審議を行ってきたというような流れです。

私、作手中学校の校長としても、校長もオブザーバーというような形でこの会に参加させていただいて、発言を求められれば、学校の現状であるとか課題等について話をさせてもらったというような経緯があります。

ことしの3月6日、第3課の小学校の運営協議会が開催されまして、そのときに私も出させていただきました。その会の中で、作手中学校もこの運営協議会に加わらせていただいて、作手全体というようなことで、地域の方からいろいろな御意見をいただきながら学校運営ができないかというような希望を申し上げさせていただきました。

2番目です。この小学校に中学校が合流することについてということですが、作手小学校の運営協議会の中で話し合われていることは、作手小学校の子供にかかわることもあれば、その後の、やはり作手全体での問題ということも多々あります。そういうことを考えていったときに、やはり小学校の運営協議会に中学校が加わって1つの協議会となることによって、そこで話し合われることが作手で学び、育ち、そして作手を担う子供の育成というようなことで協議ができるのではないかとこのように考えています。

さらに、この会では、子ども園も参加してはどうだろうかというようなことも呼びかけようというようなことが進められています。それが実現すると、作手で子ども園から小学校、中学校、ひいては高校というようなところまでの運営が地域の連携だとか協働のもとで進められて、作手は学校がだんだん少なくなっていくというような中で、教育に関しての関心がともすると低くなっているという中で、住民の学校への意識、子供を育てるといような意識が高まって活動が盛んになっていくというようなことが期待されるものと考えています。

では、委員の構成というところで、次のページをごらんください。

今現在、これというような具体的な委員さんの名前は出ておりませんが、全体で20名程度の委員さんを選任させていただいたらどうかというふうに考えています。その表の中に、1から9までのところが委員さんというふうに考えておきまして、あと、10番のところ、オブザーバーというのを同じ表の中に入れてしまいましたが、運営協議会への参加を依頼し、関心を持っていただく、それからいろいろなところにかかわっていただくというようなことで、自治振興事務所の方、地域協議会、それから議員さん、それから、作手校舎の先生方にもオブザーバーとして入っていただいたらどうかというふうに考えています。

学識経験者というところで、3番のところですが、6名程度ということで考えております。この方の選出については、3月下旬にということですが、実際には、きょうここでお認めいただければ、あす協議してみようかというような予定でおります。

それから、運営協議会の開催について、本年度までは年3回で実施してはいましたが、次からは年4回の開催でどうかというようなことで考えております。年度初めの4月に、園、小中学校の活動方針の審議と承認、それから、第2回が夏休み前の7月、1学期の取り組みを振り返り、夏季休業中の予定とか、休みが明けたところでの地域との行事はどうだろうかというような情報交換ができればと思っています。第3回が11月で、2学期の取り組みの振り返り、第4回、3学期の3月で1年間の学校運営の振り返り、それから次年度への方針というようなことを協議できたらというふうに思っています。

以上でございます。よろしく御審議ください。

○職務代理者

ありがとうございます。

では、御意見等あったらお願いします。

はい、どうぞ。

○委員

非常にいい方向へ動かれているなと思います。子ども園から小中学校までという、地域で共育を支えていこうという、そういう意気込みが感じられて、非常にいいなと思います。

構成員のところで、9番の共育コーディネーターという役割を担う方、非常に重要だなと思いますが、これは現在の嘱託職員が加われるということによろしいですね。

○作手中学校長

はい。

○委員

それから、校長先生にもぜひ、学識経験者なんかはどのような形になるのかわかりませんが、そのまま先生には参加していただいて、いいのではないかなと思っていますので、期待しております。

以上です。

○職務代理者

今の、先生が退職されずにそのままここに入れと、そういうことですか。

○委員

はい、希望です。

○職務代理者

そういうことだそうなのです。

はい、どうぞ。

○委員

いろいろな方が、10の区に分かれているわけですがけれども、この人選について、私、昔から感じていることがあります。ここにあるように、地区代表とか、何々の会長とか、肩書のある方がなっておられるんですけども、でも、学校の本当に近隣にいる方たちは、子供たちの登下校から、それから学校の環境から、いろいろなことを実際に知っているわけですね。そして、しかも、校長先生の任期が4年とか5年なんですけれども、その近所の方たちは何十年もそこに住んでいて、昔の歴史も知っているわけですね。

ですから、そういう御近所の方で御意見がある方も、加えていただいて、こういうことをすると環境が悪くなるとか、こういうことが夜ありますよとか、そういう情報というんですか、偉い人が遠くから見ることではなくて、日常生活的に子供たちを見ている方、そういう方も入れていただけたらと思います。それは、私、学校のそばにおりますのでとてもよく感じるんです。何十年も前の学校と今の学校とこういうふうに変わってきたということを感じまして、子供たちもこんなふうに変わってきているということを感じているんです。

ですから、お偉い肩書のある方ばかりではなくて、ぜひ、そういう民間の方も入れていただけたら

と思います。

○職務代理者

はい、どうぞ。

○教育長

とてもいい発想だなと思います。

今までのコミュニティスクールにおいてもなかなかそういう視点はなかったと思います。

特に、やはり校長先生や子供たちが生まれる前からずっと学校の近くで見守っている方、近隣住民代表という視点、ぜひ、小学校と協議して入れていただけたら、新しい運営協議会の未来が拓けるのではないかなと思いますので、ぜひ伝えてください。

○作手中学校長

承知いたしました。検討します。

○委員

ありがとうございます。

○職務代理者

あと、どうでしょうか。よろしいですか。はい。

では、特段御意見もないようですので、学校運営協議会を設置する学校の指定ということで、作手中学校の学校運営協議会を設置することに賛成の方。

○教育長

これって、小中一緒の学校運営協議会ではなくて、小学校は小学校、中学校は中学校ということ。そのところは。

○作手中学校長

これはもう、小中合わせてということで。

○教育長

合わせてということだね。

○作手中学校長

はい。

○教育長

だから、作手小中学校運営協議会だね。

○作手中学校長

ということですが、子ども園も入れようというふうに考えていくと、もう作手地区学校運営協議会という名前ではどうかと思っているんですが。

○教育長

看板は、それではこれから、そういったものをあらかず看板になるということで。

○作手中学校長

いいネーミングにしようかなとも思っていますが。趣旨としては全部入るということで、小中というような名前はつけないでいこうというような考えもあります。

○職務代理者

子ども園も31年4月から入るんですか。それはまだ未定ですか。

○作手中学校長

そこはまだ。

子ども園の園長さんもこの前の会議には来ていただいて、ちょっと検討しますというようなことであったので、まだこの段階では実現しないかもしれません。ただ、呼びかけていこうということで、全体として1つになろうと考えています。

○職務代理者

では、もう1回確認します。

作手地区学校運営協議会としてお認めいただきたいと、そういうことですね。はい。

では、賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○職務代理者

はい、では全員一致ということで。

○作手中学校長

ありがとうございます。よろしくをお願いします。

○教育部長

案ということで、告示の5号、6号がお手元にあるかと思います。そちらのように、作手中学校を指定する、作手小学校を指定すると、各学校ごとに指定する形で告示をさせていただきます。

○職務代理者

学校ごとに指定すると、そういうことですね。

○教育部長

はい。

○職務代理者

はい。

○学校教育課長

という形で、作手地区でという意味合いではなく、作手小学校、中学校、それぞれ2年間指定するという形で報告させていただきます。

○職務代理者

わかりました。

では、協議事項の2へ行きます。

新城市スポーツ少年団等補助金交付要綱について、生涯共育課、お願いします。

○生涯共育課参事（スポーツ）

それでは、スポーツ系のほうから、本日の、クリップどめでお配りさせていただきました、新城市スポーツ少年団等補助金交付要綱について。

これにつきましては、要綱の本文中の一部を改正するために、本日、教育委員会会議へ提出させていただきます。

この要綱につきましては、スポーツを通じて青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする

団体が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとしております。

ここに、この要綱につきましては、スポーツ少年団の補助金ということになりますので、愛知県のスポーツ少年団に登録している新城市内のスポーツ少年団が行うスポーツ活動に対して交付される補助金であります。この補助金を受けるためには、ある一定の要件を備えている必要があるということでございます。

この補助金については、団員数や実施種目の数に応じて算出して、それに補助金を充てることということで、活動費、事業費の直接必要な経費を示しております。人件費等については対象にならないということをおたっております。

今回、この本文中の一部を改正するためありますが、第5条のところですが、1枚めくっていただいて、補助金額の(1)の関係のところを改正します。資料の一番後ろのほうに、2枚目、新旧対照表がありますので、そちらのほうを見ていただいて、1枚目の裏面に、補助金の額、第5条があります。

右側について、旧の内容ですが、読み上げさせていただきますと、第5条、第1号中、1団につき基本額2万円とし、団員1人当たり500円及び1種目当たり1万5,000円を加算した額とする、ということでございます。これを、1団につき基本額1万8,000円とし、団員1人当たりを500円及び1種目当たり1万4,000円ということの改正に、左の新しい改正の案ということで示されております。

これにつきましては、この基本額の2万円というのは愛知県スポーツ少年団に登録されるための算定基準になりまして、指導者が1人1,400円、団員1人につき500円というところで積算していただいて、この現状の、今の登録団員の環境を見ますと、1団、指導者が平均5人です。団員が20人程度ということでございますので、この5人の1,400円掛ける5、団員20人の500円を掛けますと2万円に達しないということが判明して、それにかかわり、各、現状、スポーツ少年団のいわば登録人数を減少にしているということで、活動費についてもそれに見合った形で1,000円の減額ということで改めさせるために、この要綱の整備をするものであります。

特に、団員同士、地域単位で構成されているものでありますので、その団が今後ふえる要素が見当たらないということで、新しい団ができるということは想定される部分でありますので、今回、現状に見合った団員数の登録に対して補助金額の限度額を改正するものであります。

簡単ではありますが、この要綱については4月1日施行の予定としておりますので、御審議のほうをよろしく願いいたします。

○職務代理者

はい。では御意見があったらお願いします。

どうぞ。

○教育長

現在、スポーツ少年団に加盟している団体というのは、どんな種目で何団体あるんですか。

○生涯共育課参事(スポーツ)

今、登録されている団が7団体ありまして、野球が3団体、サッカーが2団体、バレーボールが1団体、剣道が1団体ということになっております。野球については、野球協会の加盟団体の中でも、全チームではなく3チームが所属しております。

それと、1つ、新城小学校区のスポーツクラブのチーム、競技団体ではなくクラブチームということで、登録をしております。

○教育長

全部で7団体。

○生涯共育課参事（スポーツ）

7団体です。

○教育長

はい。

○職務代理者

いいですか。

この要綱が新しくなることは、そのスポーツ団体にはもう既に知らされているのか、この4月1日の段階で知らせるのか、どちらですか。

○生涯共育課参事（スポーツ）

3月12日の代表者会議のほうで説明をさせていただいて、その団体の現状を確認させていただいて、皆さんには了解を得ております。

○職務代理者

了解しているわけですか。

○生涯共育課参事（スポーツ）

はい。

○職務代理者

わかりました。

あとはよろしいですかね。

○委員

済みません。

○職務代理者

どうぞ。

○委員

教えていただきたいことがあるんですが、今、競技チームではなくてクラブチームとおっしゃったと思うんですが、どう違うのかなと思ひまして。

新城の、野球の話ですね。そのときに、競技チームではなくてクラブチームだとおっしゃったと思うんですが。

○生涯共育課参事（スポーツ）

野球は、競技チームです。

○委員

新城小学校のスポーツクラブが。

○生涯共育課参事（スポーツ）

新城小学校のスポーツクラブだけが、その競技だけに特化したクラブチームでないという。いろいろ

ろな活動をしなが、要するに子供会のような活動をしているところがスポーツ少年団という組織に登録してあります。

○委員

それだけでは、それに特化するだけではなくて。

○生涯共育課参事（スポーツ）

ええ。

○委員

そういうのをクラブチームというんですか。

○生涯共育課参事（スポーツ）

そうですね。先ほど言ったように、野球チームが3で、サッカーが2、バレーボールが1、剣道が1の7団体の、新城スポーツクラブを入れますが、8団体が登録をしているということです。

その新城小学校区のスポーツクラブの中身は、実績のほうを見させていただくと、バスケットをやったりサッカーをやったり、バドミントンをやったり、レクリエーションで楽しむ、そういう団体がスポーツ少年団として登録していると。

恐らく、県大会へ行くと、バスケットの競技だとかサッカーの競技がありますが、そちらのエントリーもできるんですが、予選があるのでなかなかそちらのほうへ参加できていないクラブということです。

ほかに、新城の中でもサッカー協会があつて、その中に2団体は登録しているという、そういった、大会の、県大会までの大会の、県のスポーツ少年団での登録ということで、市のほうでそういった愛知県に登録しているチームについては、こういった新城市のほうの補助金を出して活動の一部ということで。

○職務代理者

いいですか。

○委員

はい。

○職務代理者

では、よろしいですかね。

では、この要綱の一部手直しについて、賛成の方、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○職務代理者

はい、では全員賛成ということで。

○生涯共育課参事（スポーツ）

ありがとうございます。

日程第5 報告事項

(1) 3月定例会市議会の概要について（教育部長）

(2) 平成31年度新城市教育研究実践推進事業について（学校教育課）

- (3) 「新城市共育推進計画」の策定報告について（生涯共育課）
 - (4) 「史跡長篠城跡保存活用計画」策定の進捗について（生涯共育課）
- 上記について報告した。

日程第6 その他

- (1) 平成31年度教育委員年間出席会議等（教育総務課）
 - (2) 平成30年度退職辞令伝達・感謝状贈呈式（学校教育課）・市職員辞令交付式（教育総務課）
 - (3) 平成31年度発令通知・補職辞令交付式（学校教育課）・市職員辞令交付式（教育総務課）
 - (4) 教育委員会歓送迎会（教育総務課）4月1日（月）午後6時30分湯の風HAZU
- 上記について報告した。

閉会 午後5時10分

教 育 長

職 務 代 理

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記